

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 朝霞市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	8	7,000	12	0	0	7,000
1	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1	8	1,400	16	1,400	0	0
1	53	エチルベンゼン	5	2	32,910	7	10,820	0	22,100
1	80	キシレン	6	1	138,880	2	42,270	0	96,600
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	8	3,600	14	3,600	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	8	18,000	8	18,000	0	0
1	300	トルエン	5	2	323,900	1	119,190	0	204,700
1	392	ヘキサン	4	6	84,200	4	12,026	0	72,200
1	400	ベンゼン	4	6	16,600	9	3,500	0	13,100
1	407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	8	910	19	910	0	0
1	579	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ[オキシエタンー1, 2ージイル/オキシ(メチルエタンー1, 2ージイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。))に限る。)	1	8	500	22	500	0	0
1	580	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)	1	8	9,800	10	9,800	0	0
1	581	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)	1	8	9,800	10	9,800	0	0
1	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1	8	880	20	880	0	0
1	642	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩	1	8	1,200	17	1,200	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	5	2	110,400	3	17,006	0	93,300
1	698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	1	8	680	21	680	0	0
1	707	N, Nービス(2ーヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)ーN, Nービス(2ーヒドロキシエチル)オクタデカー9ーエンアミド及び(9Z, 12Z)ーN, Nービス(2ーヒドロキシエチル)オクタデカー9, 12ージエンアミド並びにこれらの混合物	1	8	1,800	15	1,800	0	0
1	731	ヘプタン	5	2	34,700	6	8,200	0	26,500
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	8	6,200	13	6,200	0	0
3	12	硫化水素	1	8	1,000	18	1,000	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	84,000	5	1,000	0	83,000

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
			順位	順位	順位	順位			
		合計	—	—	888,360	—	269,782	0	618,500

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。